1　登録番号　第26038号
2　登録年月日　平成29年６月23日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　Amalflo Yellow
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Floritec Breeding B.V.
van Hemessenkade 7, 2481BG Woubrugge, The Netherlands

○農林水産省告示第四百四十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年六月二十七日に消滅したものとみなされる。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第26882号
2　登録年月日　平成30年６月26日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイスピース
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第26890号
2　登録年月日　平成30年６月26日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイサイラスオレンジ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

○国土交通省告示第四百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

第１　起業者の名称　国土交通大臣
第２　事業の種類　一般国道235号改築工事（日高自動車道「厚賀静内道路」・北海道新冠郡新冠町字北星町地内から同町字東町地内まで）
第３　起業地
1　収用の部分　北海道新冠郡新冠町字北星町及び字東町地内
2　使用の部分　なし
第４　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第１号の要件への適合性
「一般国道235号改築工事（日高自動車道「厚賀静内道路」・北海道新冠郡新冠町字北星町地内から同町字東町地内まで）」（以下「本件事業」という。）は、北海道新冠郡新冠町字高江地内の新冠インターチェンジから同道日高郡新ひだか町静内神森地内の静内インターチェンジ（仮称）までの延長7.1㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道の改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第２号の要件への適合性
本件事業は、起業者により既に開始されていることから、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思を有する者であると認められる。
また、本件事業は、一般国道の改築工事であり、国道の改築は、道路法第12条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていること等から、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な能力を有する者であると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第３号の要件への適合性
⑴　得られる公共の利益
一般国道235号日高自動車道（以下「本路線」という。）は、北海道苫小牧市を起点とし、同道浦河郡浦河町に至る延長約120㎞の自動車専用道路である。
本路線が通過する日高地域（北海道日高振興局管内をいう。以下同じ。）は、軽種馬産業及び農業が盛んな地域であり、生産された軽種馬、花き等は、本路線及び本路線と並行する一般国道235号を利用して道内外に輸送されている。また、本件区間に対応する一般国道235号（以下「現道」という。）は、新冠町及び新ひだか町の市街部を結ぶ唯一の主要幹線道路であることから、地域住民の日常生活、物流等に重要な役割を担っている。
しかしながら、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する除雪を勘案した路肩等の幅員を確保できていない区間が存在することから、冬期には、堆雪により車線の幅員が減少し、車両のすれ違いに必要な車線の幅員を確保することができず、対向車線への逸脱を原因とした正面衝突型の事故が複数発生している。
また、現道は、自然災害の影響を受けやすい海岸段丘部を通過することから、大雨による法面崩壊等の影響による通行止めが複数発生しており、70時間に及ぶ全面通行止めも発生している。
さらに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき設置された北海道防災会議によると、現道の大部分は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルにより設定された津波浸水想定区域を通過しており、津波による災害リスクが非常に高い状況である。
本件事業の完成により、本件区間が既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線と連絡することで、日高地域と道央地域（北海道石狩振興局、北海道空知総合振興局、北海道胆振総合振興局及び北海道後志総合振興局管内をいう。以下同じ。）を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化に寄与するとともに、道路構造令等の規格に適合し、海岸段丘部及び津波浸水想定区域を回避した自動車専用道路が整備され、自然災害発生時の現道の機能を代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。
したがって、本件事業の施行によって得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
⑵　失われる利益
本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、同法等に準じた環境影響評価を任意で実施している。
起業者が実施した環境影響評価の結果によると、本件事業が生活環境に与える影響については、大気質、騒音、振動等の各項目を満足するとされている。
また、本件区間内及びその周辺の土地において、学術上又は希少性等の観点から重要な動植物が下記のとおり確認されている。
動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるタンチョウ及び天然記念物であるオジロワシ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ等並びに環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ等その他これらの分類に該当しない種が確認されている。
植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているエゾハリスゲ等及び絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているエンビセンノウ等その他これらの分類に該当しない種が確認されている。
本件事業が上記の動植物に及ぼす影響の程度については、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、影響がない若しくは極めて小さい、又は環境保全措置の実施により、影響が回避若しくは低減されると評価されている。